

第7章 3R促進に係る施策

第1節 排出抑制策

第6章に掲げた目標を達成するための具体的な施策として、以下に市、市民、事業者の取り組むべき方策を掲げ、その内容を示します。

また、本市では3Rを推進しています。3Rについて子どもから高齢者まで、誰にでも分かりやすく周知していきます。

減量化に向けた3R

- ①リデュース : ごみの排出を抑制する
- ②リユース : 繰り返し使う
- ③リサイクル : 資源として再生利用する

※以下施策の実施時期を最右欄に示す。

「継続」…引き続き実施・検討をするもの

「短期」…5年以内で実施・検討すること

「長期」…10～15年以内で実施・検討すること

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期
3R促進のための共通施策等(続く)	市の役割(続く)	○令和4年2月から導入した指定ごみ袋について、制度の定着のため啓発を実施します。	新	継続
		○向日市廃棄物減量等推進審議会に進捗状況を報告し、適宜、計画を見直します。	新	短期
		○広報やリーフレット、ごみの出し方・分け方カレンダーにより、ごみの出し方、分別方法、収集日などについて周知徹底を図ります。	⑨⑩⑪ ⑭⑯	継続
		○分別方法、出し方、収集日などがごみの品目で検索できる新たなインターネットサービスを導入します。	新	短期
		○分別指導員による指導を徹底します。	④⑭	継続
		○インターネットによる粗大ごみ回収受付システムを導入します。	新	短期
		○資源の分別やリサイクルへの関心を持ってもらえるよう、資源ごみがどのようなリサイクル製品に生まれ変わるのか、情報発信します。	③⑬⑭ ⑮⑰	継続
		○小・中学校でのごみ処理施設の見学やごみ問題について学ぶなどの環境学習を推進します。	⑮	継続
		○教育委員会と連携して、環境学習用教材やパンフレットを作成します。	①⑮	短期
○ごみの発生抑制、再資源化をテーマにした出前講座などの学習会、親子で参加するリサイクル体験等による啓発を実施します。	⑮	継続		

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表2-4-7参照)。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期
3 R 促進のための共通施策等（続き）	市の役割（続き）	○民間事業者等と共同で環境保全や資源循環に対する知識と行動習得のための各種学習の機会を提供します。	⑮	短期
		○プラスチックごみのポイ捨てが海洋プラスチック問題に繋がることを啓発します。	⑮	継続
		○イベント等での啓発品（雑がみ袋、水切りグッズ等）の配布等による啓発活動を実施します。	⑫	継続
		○減量化に向けた地域のリーダーとして、ごみの減量化・資源化に取り組む廃棄物減量等推進員の委嘱を検討します。	⑤	継続
		○ごみの排出量に応じた負担の公平性やごみの減量効果など有料化のメリット・デメリットについて先進都市の状況を調査・研究をしていきます。	⑱⑳㉑	継続
		○許可業者に委託していない事業所への指導・啓発を実施します。	⑯	継続
		○事業系ごみの出し方作成・配布、また、業界ごとに組織されている各種団体等との連携による出張説明会の開催など、事業系ごみの適正処理を推進します。	①③ ⑮⑯	継続
		○事業系一般廃棄物の減量化を推進するため、「向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 19 条に基づき、さらなる排出者責任の徹底や、指導の強化を進めることとし、多量排出事業者に対する減量計画作成を指示する等、条例の見直しも含めて検討していきます。	①②⑯ ㉑㉒	継続
	市民の役割	○可燃ごみは、指定ごみ袋で排出をします。	—	短期
		○分別を徹底し、ごみの減量と再資源化を図ります。	—	継続
○商品の再利用（リユース）や再生品の利用に積極的に努めます。		—	継続	
○プラスチックごみ問題などの環境学習、3 R 等学習会に積極的に参加します。		—	継続	
事業者の役割	○分別を徹底し、ごみの減量と再資源化を図ります。	—	継続	
	○ごみの多量排出事業者等においては、廃棄物減量計画書を作成し、実行します。	—	継続	
	○プラスチックごみ問題などの環境学習等、事業に係る学習会等に積極的に係わります。	—	継続	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています（表 2-4-7 参照）。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期	
2R(リデュース、リユース) (続く)	食品ロス	市の役割	○食品ロスに関する情報について、広報誌やホームページ(各省庁での施策等のページリンク等)を利用して積極的に発信します。	⑪⑬ ⑭⑰	継続
		○食品ロスとなりそうな食品を削減するため、フードバンク団体との連携などを検討します。	新	短期	
		○3010運動の推奨に努めます。	新	短期	
		○家庭での食品ロスを金額に試算したデータを示した啓発ポスターを作成及び掲示します。	⑩⑮	短期	
		○標語などを募集し、作成したポスターを事業所や飲食店などへの配布・掲示をします。	⑮	短期	
		○京都府が実施している「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度への参加を積極的に推奨します。	新	短期	
		○京都府が実施している「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度に参加している飲食店や店舗をホームページに掲載するなど、積極的な利用を促します。	新	短期	
		○食品ロス削減計画及びそのロードマップを作成します。	新	短期	
	市民の役割	○消費期限内に食べきれない量の食品・食材を購入しません。	—	短期	
		○食品ロスに関する情報を収集し、食品ロス削減に取り組みます。	—	継続	
		○京都府が実施している「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度に参加している飲食店や店舗を積極的に利用します。	—	短期	
	事業者の役割	○飲食店、事業所等による利用客等への食品ロス削減の啓発を推進します。	—	短期	
		○飲食店等による食べきりの啓発、持ち帰りへの対応に取り組めます。	—	短期	
		○「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度に参加します。			
		○事業所内で発生する生ごみ減量・資源化の徹底を図ります。	—	継続	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表2-4-7参照)。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期
2R(リデュース、リユース) (続き)	その他	市の役割 ○マイボトルの利用促進など、ワンウェイ容器(ペットボトルやカン類、ビン類、紙コップ等)の使用量削減の啓発を実施します。	㉑	継続
		○ごみ減量推進協力店の認定制度の認知度を上げるよう広報するとともに、協力店への参加店舗を拡大します。	㉑	継続
	市民の役割	○買い物際には、マイバッグを持参します。	—	継続
		○不要なものやごみになるものはもらわない、使い捨て商品を買わない、利用しない、そして長期間利用できる商品を選びます。	—	継続
		○マイボトルの利用などにより、ワンウェイ容器(ペットボトルやカン類、ビン類、紙コップ等)の使用量を削減します。	—	継続
		○調理くずなど、水分の多いごみの水切りを徹底します。	—	継続
	事業者の役割	○アフターサービスの充実等により商品の長期利用を促進します。	—	継続
		○マイボトルの利用者への対応などにより、ワンウェイ容器(ペットボトルやカン類、ビン類、紙コップ等)の使用量を削減します。	—	短期
		○使い捨て商品の採用を抑えて繰り返し利用できる商品の使用や長期間使用できる商品を採用します。	—	継続
		○繰り返し利用できる商品や耐用年数を長期化した商品の開発に取り組みます。	—	継続

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表2-4-7参照)。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期		
リサイクル	古紙	市の役割	○古紙の集団回収を行っている自治会などを把握します。	⑳	短期	
			○古紙回収を実施している業者の情報提供をします。	新	短期	
			○古紙の集団回収に対する助成金制度を実施します。	新	短期	
			○古紙の集団回収助成金制度について周知し、啓発を行います。	新	短期	
			○集団回収グループの拡大を図るための支援を実施します。	新	短期	
			○新規に公共施設における拠点回収を実施します。	新	短期	
			○既存拠点の規模拡大について検討します。	新	継続	
			○事業者に対して拠点回収の依頼をし、その情報を市民に発信します。	新	長期	
			○事業者と連携し、事業系古紙のリサイクルを促進します。	新	短期	
			○古紙ががどのような製品にリサイクルされるか、情報発信します。	㉑	継続	
	市民の役割	市民の役割	○古紙をできる限りリサイクルします。	—	継続	
			事業者の役割	○事業所から排出される古紙等をできる限りリサイクルします。	—	継続
				○古紙の回収拠点として協力します。	—	長期
事業者の役割	事業者の役割	○販売店においても、店頭での古紙回収等、リサイクルに取り組みます。	—	継続		

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表 2-4-7 参照)。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期	
リサイクル (続き)	プラスチック	市の役割	○ペットボトルやプラスチックトレイなどを回収しているスーパーなどの事業者の情報提供をします。	⑥	継続
		○事業者に対しペットボトルやプラスチックトレイなどを回収強化を図るよう依頼します。	新	短期	
		○分別ステーションの回収頻度の増加について検討します。	⑧	継続	
		○拠点回収の新設について検討します。	新	短期	
		○プラスチックごみの回収対象の拡大について、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえて検討します。	新	短期	
		○ペットボトルやプラスチックトレイなどがどのような製品にリサイクルされているか情報発信します。	③⑬⑭⑮⑰	継続	
	市民の役割	○プラスチック製容器包装の分別を徹底して、プラスチックの再資源化に協力します。	—	継続	
		○プラスチックをできる限りリサイクルします。	—	継続	
	事業者の役割	○スーパーなどの販売店においては、ペットボトルやプラスチックトレイなどの回収等、リサイクルに取り組みます。	—	継続	
		○事業所から排出されるペットボトルやプラスチックトレイ等のプラスチック廃棄物をできる限りリサイクルします。	—	継続	
		○生産者は、拡大生産者責任を踏まえ、ペットボトルやプラスチックトレイなどのリサイクル対象物の収集・運搬・資源化等に責任を持って取り組みます。	—	継続	

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表 2-4-7 参照)。

取り組むべき事項		達成に向けた方策	区分	実施時期
リサイクル (続き)	その他の資源化	○拠点回収の新設・拡大について検討します。	⑧	継続
		○事業者に対して、その他資源物などの回収・強化を図るよう依頼します。	⑥	継続
		○廃食油の拠点回収の拡大を実施します。	③	継続
		○生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入補助等による生ごみ堆肥化の啓発を実施します。	⑱	継続
		○ダンボールコンポストなどに使用する、堆肥化するための腐葉土、発酵促進剤（EM 菌など）の購入についても、助成金制度を導入します。	新	短期
		○小型家電の拠点回収を実施し、拠点場所や収集品目について情報を発信します。	⑦	長期
		○小型家電に使用されているレアメタルなどの回収のため民間ルートによる再資源化を推進します。	⑦	継続
	市民の役割	○その他の資源物もできる限りリサイクルします。	—	継続
		○生ごみ処理容器及び生ごみ処理機等の活用による生ごみ堆肥化に取り組みます。	—	継続
	事業者の役割	○事業所から排出されるその他の資源ごみ等もできる限りリサイクルします。	—	継続
		○生産者は、拡大生産者責任の考えを踏まえ、空きカン、空きビンなどのリサイクル対象物の収集・運搬・資源化等に責任を持って取り組みます。	—	継続
		○スーパーなどの販売店においては、空き缶、空きビンなどの回収等、リサイクルに取り組みます。	—	継続

注) 「区分」欄に示す番号は前計画における市が取り組むべき事項の施策番号を示し、「新」はこの計画で新たに実施する施策を示しています(表 2-4-7 参照)。